事例No.	3228
公表年度	R6
団体の属性	その他
団体名	三重県総括支援チーム

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革 ・事務の共同実施

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

対口支援団体の受け入れを伴う
被害認定調査実施体制立ち上げ過程の概観報告
―令和六年能登半島地震における輪島市での活動を通じて―

出典

地方公務員月報2024年8月号（グラビア）

対口支援団体の受け入れを伴う被害認定調査実施体制立ち上げ過程の概観報告
―令和六年能登半島地震における輪島市での活動を通じて―

藤原 宏之
三重県総括支援チーム（伊勢市役所危機管理課）

1. はじめに

二〇二四年一月一日に発生した令和六年能登半島地震では、多くの建物被害が発生しました。被災自治体は、被災者からの申請に対して罹災証明書を交付する必要があります。この証明書は、災害対策基本法第九〇条の二に基づき、被災自治体が被害を受けた住家を調査し交付するものです。本稿では、能登半島地震で被害を受け、多くの対口支援団体が派遣された石川県輪島市での被害認定調査体制立ち上げ過程について報告します。

2. 派遣の経緯と役割

著者は、総括支援チーム(1)の災害マネジメント支援員として、三重県から輪島市への派遣要請を受けました。二〇二四年一月二日に輪島市へ総括支援チームの派遣が決定され、著者は一月三日から六月一日までの期間で延べ七三日間の派遣の命を受けました。一月三日から五日までの間は、石川県庁で三重県以外の対口支援団体と輪島市間の調整スキーム設計や、避難所運営に関するNPOの参画調整を行いました。著者の輪島市役所での活動は一月六日からです。輪島市を離れている期間も資料作成や関係機関との調整を継続して行いました。著者が企画した施策や方針は輪島市職員を通じて決定を得るようにし、輪島市の意向を尊重するよう努めました。輪島市職員の確認を得た資料を基に、対口支援団体への説明や調整は著者が担当しました。

3. 被害認定調査実施体制の構築過程

本稿では、紙面の制約の都合上、被害認定調査を実施するために対口支援団体の要請を行った一月一七日から、応援職員が被害認定調査を開始した二五日までの記録を報告します。表一に主な支援内容とイベントを示します。

一七日に総括支援チームから石川県リエゾンを通じて被害認定調査に関する対口支援団体の追加要請を行い、翌一八日に六団体（北九州市・福岡市・熊本県・高知県・広島県・山口県）が決定しました。

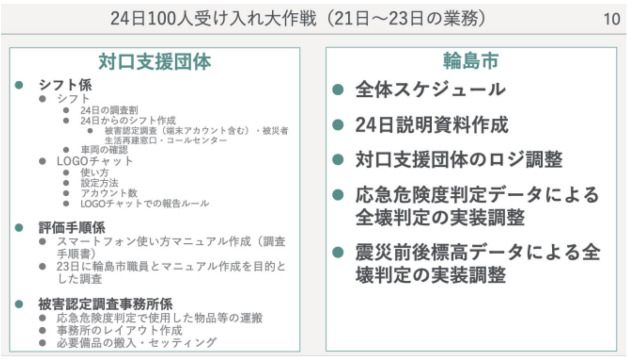
一九日に、北九州市および福岡市の先遣隊が到着しました。輪島市では、被害認定調査に従事できる職員が限られていることから、段階的に被害認定調査員を増員し、運営体制を構築することを計画していました。計画は送付していたものの、両市の派遣計画は段階的に派遣職員を増やすものではなく、当初から概ね一クールあたりの最大数を派遣する計画であることが判

明しました。

二〇日には、他の四団体も同様の派遣計画であることが判明しました。具体的には、二日後の二二日に二六名（北九州市・福岡市）が到着し、四日後の二四日に六六名（熊本県・高知県・広島県・山口県）が加わり、総勢九二名の応援職員が集結することが判明しました。これらの判明した事実から、総括支援チームと輪島市だけでは、運営体制構築に関する準備を完了させることができないことが推察されました。このため、北九州市および福岡市の職員にも運営体制構築に参画していただく方針を執りました。

二一日に、両市の先遣隊に対して現状の説明と「24日100人受け入れ大作戦」と称した被害認定調査の運営体制を構築するために必要な準備を行うプロジェクトへの参画を依頼し承諾を得ました。「24日100人受け入れ大作戦」は、北九州市、福岡市と輪島市が、二四日に約一〇〇名体制での被害認定調査員を受け入れる共通の目標を達成するために実行したプロジェクトです。図一は、対口支援団体と輪島市（著者が担当）のそれぞれが実施すべき業務を整理し、先遣隊および被害認定調査員に示したものです。調整の結果、シフト係を福岡市が担い、評価手順係と被害認定調査事務所係を北九州市が担うこととなりました。「24日100人受け入れ大作戦」への参画が承諾された後は、両市が担当するマニュアルの作成が開始され、半日ごとに進捗状況を確認するための時間が設けられました。また、二三日の協議で以下の三点が決定されました。①雪の影響で集結予定日を二五日に延期すること。②集結時に「自治体応援職員100人体制による輪島市被害認定調査の開始式」を実施すること。③六つの対口支援団体を取りまとめる幹事団体を置くことを集結後に議論すること。の三点です。

二五日に開始式（写真一）が行われ、式終了後に北九州市と福岡市の職員が一次調査を開始しました。著者は、その他の職員に対して被害認定調査の状況と完了目標を説明し、マニュアル作成に携わった北九州市の職員がマニュアルを説明しました。その後、運営体制に関する打ち合わせを行い、幹事団体を持ち回りで受け持つことが決定しました。



図一　対口支援団体へ示した資料（著者作成）

4．対応から得られた知見

「24日100人受け入れ大作戦」を通じて、輪島市が担う業務量を低減することができました。本事例を通じて、被災自治体の職員のみで業務運営体制を構築できない場合には、業務運営体制の構築から応援職員へ業務権限を委譲する選択肢があることがわかりました。

5．おわりに

輪島市での二次調査は、対口支援団体に加えて石川県および日本不動産鑑定士協会連合会を含む一八団体が一つのチームとなって行うこととなりました。輪島市を支えるために一丸となって、共に災害に立ち向かう素晴らしいチームで調査を進めることがで

きたと感じています。二次調査体制へ移行する際に、鹿児島県、宮崎県が新たな対口支援団体に加わったことから、到着日に合わせて「対口支援団体歓迎会」と称した一五分程度のセレモニーを実施しました。その際に、対口支援団体の発案で士気を高めるために作成したチームスローガンが発表されました。応援職員のアイデアの中から輪島市職員が選考しアレンジを加えた、我ら輪島市被害認定調査チームのスローガンは次のとおりです。

「罹ＳＴＡＲＴ シン・ワジマへの第一歩」



写真一　「自治体応援職員 100 人体制による輪島市被害認定調査の開始式」の様子（著者撮影）

補注

（1）総括支援チームとは、総務省の応急対策職員派遣制度により派遣される被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を担うチームである。マンパワーが不足する場合には、災害対応業務を担う対口支援チームが派遣される。

（2）本稿は参考文献にて公表した内容を基に、構成や内容を修正・加筆等行ったものである。

参考文献

1）藤原宏之、上杉英一：応援職員を含めた業務運営体制構築過程の実態解明―輪島市の住家被害認定調査（第一次調査）を対象として―、地域安全学会梗概集、p. 215―218、No54、2024.

表１　主な支援内容とイベント

日	事項	詳細
1月17日	被害認定調査に従事する対口支援団体の追加を要請	総括支援チームから石川県庁リエゾンに対して被害認定調査等に従事する対口支援団体の追加派遣について説明・依頼した。
1月18日	被害認定調査に関する対口支援団体の決定	総務省から全国知事会・政令都市市長会に対して対口支援団体の追加依頼が行われた。11時30分に広島県、山口県、高知県が決定し、18時に熊本県、北九州市、福岡市が追加で決定された。
1月19日	対口支援団体への資料提供 輪島市職員による被害認定調査開始	総括支援チームから対口支援団体に輪島市の被害認定調査に関する現状・応援職員の派遣スキームおよびシフト表を送付した。 輪島市職員が6人体制で被害認定調査を開始した。火災による全焼地域の罹災証明書発行を開始した。
1月20日	北九州市、福岡市の先遣隊到着	輪島市役所に北九州市および福岡市の職員が到着した。先遣隊に被害認定調査に関する資料が届いていないことを確認し、現状および送付した資料を説明した。
1月21日	「24日100人受け入れ大作戦」への参画依頼	北九州市および福岡市の先遣隊に「24日100人受け入れ大作戦」への参画を依頼した。
1月22日	「24日100人受け入れ大作戦」開始	北九州市16名、福岡市10名の被害認定調査担当が到着した。現状・対応方針の説明後にマニュアル作成担当を北九州および福岡市で分担し作成を開始した。
1月23日	マニュアル作成継続・24日の集結の延期を決定	北九州市、福岡市は継続してマニュアル作成を行った。輪島市、総括支援チーム、北九州市、福岡市の協議の結果以下の3点を決定した。①雪のため集結を25日に延期、②出発式の実施、③幹事団体をおくことを出発式後に協議
1月25日	自治体応援職員100人体制による輪島市被害認定調査の開始式 マニュアル説明・調査開始	市長挨拶、対口支援団体の紹介、対口支援団体の代表（北九州市）挨拶の順で式が進められた。開始式の終了後に、対口支援団体に対して著者から輪島市における被害認定調査の実施方針を説明し、北九州市から作成したマニュアルの説明を行った。北九州市の一部と福岡市の職員は並行して被害認定調査を開始した。